

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 4 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 7 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 ~ 正午				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 1 会議室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人 (こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議 題 ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について  ( 2 ) その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 議 題

#### ( 1 ) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

##### 条例案の第3章及び第4章の修正案について

第3回検討委員会での協議により修正した条例案の第3章及び第4章について、事務局より説明を行った。最終章まで終わった段階で、全体を通して再度協議することとし、修正案としては一旦了承された。

#### (仮称)子育て支援・子どもの権利条例案の第5章及び第6章について

委員長の進行により、事務局の案をもとに第5章から協議を始めたが、協議に際して、市の子育て家庭の現況や救済制度のイメージがわかる資料が必要であるとされ、第5章及び第6章の協議は次回に持ち越しとなった。持ち越しとしつつも、様々な意見が出された。

第6章の協議の冒頭、川崎市の人権オンブズパーソンと本市が設置を考えている子どもの権利救済委員の違いについて、学識者の委員より説明がされた。

#### ・第5章 第15条(子育て家庭の支援)及び第16条(困難を抱える子育て家庭の支援)について

第5章の表題「子育て家庭等への支援」の「等」は何を指すのか。

第15条、16条では「等」は用いておらず、子育て家庭の他に示す事柄が条文上に無いことから、この「等」は削除することとしたい。

市の子ども白書はあるのか。また、市の子育ての実態や課で実施する施策の課題や今後も進めていきたい事業などをお話しいただきたい

市の子育て全体のことをここで議論して、協議に反映させるというのは少し違う気がする。むしろ子育て家庭に育つ子どもの生きる権利がどう保障されるかの観点から見ていくべき。

現在、子ども・子育て会議で子どもの計画策定作業を進めており、この計画の中で足りない部分は何かということも見えてくると考えている。

「子育て支援」が条例名にあると、第5章を充実させなくてはならないのではないかと。子どもの権利保障を全面に出すなら、「子育て支援」はない方がよい。

子どもの権利を保障するためには、家庭があってこそ。子育ては宣言程度でもよいのではないかと。

県の子ども白書では、9割が核家族ということだが、市の状況が分かったうえで条文を見た方がいいと思うので、市の現状を知りたい。

これから先の検討委員会で、計画についての条文の話が出るので、その時に併せて情報提供したい。

第1項に「保護者が子どもを育てることに喜びを感じることができるよう」とあるが、大半は感じていると思う。「安心して子育てできる」ことは必要である。

保護者が安心して子育てできる環境づくりが、親のゆとりにつながり、子どもの権利保障につながると思う。

子どもの権利保障の範疇で、どの部分を条文化するかだと思ふ。

保護者の喜びまで、市の条例でうたう必要はないのではないか。

- ・第6章 第17条(子どもの権利救済委員の設置)、第18条(救済委員の職務)、第19条(相談・救済の申出等)、第20条(報告及び公表)について

川崎市は独任制。独任制は機動性があるが、委員一人ひとりの質に左右される。

組織のイメージとしては、川崎市、川西市のオンブズパーソンに近いもので考えている。

合議制ではないということで良いか。実際に救済するかどうかは個人の委員が判断するイメージで良いか。

月1回なりの会議で、重大案検討は合議で意思決定をすることを想定している。

川崎市では、オンブズパーソンとは別に、子どもの権利を守る委員会が設けられている。子どもの権利に関する包括的な議論はここでしている。

本市はその機能を、合議性を持たせながら救済委員に持たせるのか、そうでないなら、別の章、条文が必要になってくる。

条例そのものが、どう守られて運用されているかを、誰がどこで検証するかを明確にする必要がある。次回示されないと議論できない。

他に相談窓口がある中、乱立することになるのではないか。

いろいろな相談部署との関連性をどう機能させるのか。どこまでが救済委員の範囲か、条例の目的に沿って機能していくのか、それによって条例の書き方が違ってくる。

各機関でそれぞれの責務があるが、それを束ねていくのか、後の章で出てくる総合計画の中で組織化していくのか。組織化の中で、救済委員が核になって動いていくと思っていた。

今ある相談窓口や機関をまとめるということは想定していない。子どもが相談するのに、選ぶチャンネルはたくさんあった方がいいという考えで新たに設置する。

事務局を置くなら、条例で規定するべき。事務局の事務は規則や要綱で規定する。

子どもが訴えるところがあるのはとてもいいことで、相談してよかったと思える、子どもの救済ができる機関になるといい。市が設置すると市の内部組織として、例えば教育委員会の絡みでの問題も結局は市の中の問題として外に出ないことになってしまうのではないかと思ったが、救済委員が設置されるということで第三者性が確保できる。

筑紫野市の条例の19条以降を参考に、救済委員として守るべき規定や、救済委員の解職規定、子どもが相談しやすいように広報活動のこと、救済委員への協力規定などを入れると良いのではないか。

権利侵害に対して、是正の要請まで良いのか、勧告ということも必要ではないか。

勧告については、法務担当課と調整させていただきたい。

いただいた様々な意見を元に、次回資料を提示する。本日分の第5章・6章と本来分の7章以降の協議をお願いしたい。

## (2) その他

- ・ 次回の資料について、開催までの期間が短いことから本日も配布した。
- ・ 9月の開催予定のこどもミーティングについて実施要領を配布した。詳細は次回説明することとし、参加可能な日程の確認を依頼した。

以上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員  
出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	岩城 栄二	横浜弁護士会 弁護士		出席
2	大溝 茂	桜美林大学教授	委員長	出席
3	小川 紳夫	元小山小学校長（退職校長会）		出席
4	森 長秀	日本大学准教授	副委員長	出席
5	遠藤 靖明	公募委員		出席
6	小林 祥子	公募委員		出席
7	下鳥 良礼	相模原人権擁護委員協議会		出席
8	田代 秀之	相模原市小中学校 P T A 連絡協議会		出席
9	田所 昌訓	相模原市自治会連合会		出席